

一般社団法人日本小児看護学会国際発表助成についてのQ&A

<応募資格について>

Q1：今年学会員になったのですが、応募できますか？

A1：申請者（代表者）は、応募時において正会員で、応募年度の会費を振り込まれた会員です。共同研究者は応募年度の会費を振り込まれた本学会の会員であれば可能です。

Q2：現在、演題登録をしていますが確定していません。応募できますか？

A2：演題の登録中であればその旨申請書に記載いただくことで応募できます。ただし、演題の登録が確定したら速やかに学術・研究推進委員会までご連絡ください。その後、理事会にて選考いたします。

Q3：助成の応募年度と国際学術会議の開催年度が異なりますが応募できますか？

A3：できません。助成の応募年度と国際学術会議の開催年度が同じであり、かつ助成の応募年度の3月末までに助成金の使用が可能であれば応募できます。また、発表日までに申請書を提出していただければ審査を受けることが可能です。但し、申請したものが必ずしも採択されるとは限りません。

Q4：外国人ですが応募できますか？

A4：A1 と A2 の条件を満たしていればできます。

Q5：同一の申請者が複数応募できますか？ また、前回採択された者が再度、応募することはできますか？

A5：同一申請者からの応募は、1件です。

また過去2年間に、一般社団法人日本小児看護学会における研究助成および国際発表助成を受けていない場合は、応募することができます。

Q6：同一の施設から複数応募できますか？

A6：研究内容が異なっていれば、同一施設からの複数応募は可能です。

<研究テーマについて>

Q7：研究テーマに制限はありますか？

A7：子どもたちの健康増進に寄与するための小児看護の実践・教育に関する調査・研究であれば構いません。

<助成金の使途について>

Q8：助成金は何に使うことができますか。

A8：次の支出の一部に充てることができます。不明な場合は申請時に委員会にご相談下さい。
往復航空券、国内交通費、宿泊料、予防注射料、査証手数料、空港旅客サービス施設使用料及び入出国税、国際学術会議参加費等

<報告書の提出、成果発表について>

Q9：助成を受けた後、どのような義務がありますか？

A9：発表終了後、国際学術会議参加証（写）と国際発表助成金報告書（様式2）を提出して下さい。さらに、助成の交付終了後2年以内に、一般社団法人日本小児看護学会学術集会の国際交流委員会ブースにおいて、国際学会研究発表報告を行ってください。